

第3回定例会

令和元年 6月18日開会

令和元年 6月18日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和元年第3回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年6月18日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 意見案第 1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)の提出について
- 第 5 意見案第 2号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 第 6 意見案第 3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 4号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第 5号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書(案)の提出について
- 第 9 一 般 質 問
- 第10 報 告 第 2号 平成30年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第11 報 告 第 3号 平成30年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第12 議 案 第 2 1号 小清水町基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議 案 第 2 2号 小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議 案 第 2 3号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議 案 第 2 4号 令和元年度小清水町一般会計補正予算(第1号)について
- 第16 議 案 第 2 5号 令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第17 議 案 第 2 6号 令和元年度小清水町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
- 第18 議 案 第 2 7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第19 議 案 第 2 8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第20 議 案 第 2 9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第21 議 案 第 3 0号 義務教育施設冷房設備整備工事にかかる契約の締結について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	服部隆文君
出納室長	金原武浩君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	畔木雅之君
保健福祉課長	斎藤高広君
産業課長	細川正彦君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
選挙管理委員会事務局長	服部隆文君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	城綾乃君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和元年第3回町議会定例会を開会いたします。
(開会 午前9時30分)

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
3番 瓜田新一 議員 8番 更科浩司 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
森浩議会運営委員長。4番。
○議会運営委員長（森浩君）4番。議会運営委員会の報告をいたします。
第3回定例会を開催するに当たりまして、去る6月14日、そして本日、議会運営委員会を開き、本会議の定例会会期等について協議をいたしました。
本定例会は、配付しております議事日程のほかに、一般質問5議員8件であります。
提出議案等の内容、件数を判断し、本定例会の会期は本日6月18日の1日とすることが妥当であると判断いたしましたところでございます。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。
これに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶものあり)
○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。
○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員からの例月出納検査報告書を受理したので、その写しを配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。
久保町長。
○町長（久保弘志君）定例町議会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
去る5月20日、最大瞬間風速28.6メートルを記録する5月の観測史上では最も強い暴風雨に見舞われ、生育間もないん菜の圃場を中心に、大きな被害を受けました。ここに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、今後の生育が少しでも回復することを願うところであります。

季節は新緑の映える初夏を迎えます。ことしも多くの皆様が町を訪れ、小清水町の魅力を感じていただき、その魅力が広く発信されることに期待を寄せたいと思います。

そうした本日、令和元年第3回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多用の中、全員の御応招を賜りまして、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

また、平素より行政の推進に御尽力、御協力をいただいておりますことに対しまして、あわせて感謝を申し上げます。

さて、本定例会に御提案させていただきます案件でございますが、初めに報告案件2件でございますが、平成30年度補正予算に計上しました一般会計4事業の繰越明許費及び年度内の事業完了が困難となりました民間賃貸住宅建設補助事業の事故繰越について、繰越計算書を調製しましたので、令和元年度への繰越状況を報告するものでございます。

次に、議案でございますが、条例関係につきましては、森林環境譲与税への対応として林業振興基金を設置する基金条例の一部改正のほか、法律及び政令等の改正に対応する条例改正3件、補正予算は令和元年度一般会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計補正予算3件、規約の変更は、市町村総合事務組合規約の変更など3件、契約の締結は小中学校冷房設備整備工事の契約1件でございます。

以上、12件の案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げます。定例町議会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をごらん願います。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

3ページの左側下段、5月の強風被害状況についてでございます。

5月18日から数日、本道に発達した低気圧の接近により、全道的に非常に強い風が吹いたところがありますが、5月20日11時8分には暴風警報が発令され、同日11時22分には、5月の気象データによる観測史上最も強い最大瞬間風速28.6メートルを記録し、農作物を初めとした圃場2,800ヘクタールやビニールハウスなどの建物28棟に被害を及ぼしたところがあります。

次に、4ページの右側上段、農作物作況調査であります。別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、ごらんください。

まず、相対的な状況でございますが、本年も春先の温暖な気候により、まきつけも順調に始まり、5月初旬も高温が続いたことから、農作物の生育は大幅に早まっていたところがございますが、5月の強風により、茎葉の損傷や種子の露出などの風害を受け、被害作物によってはまき直しがなされるなど、生育がおくれているものも見受けられますが、相対的には例年よりもかなり早い生育で推移しているところがございます。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、6月15日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明をいたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に生育概況欄の上段が本年度の数値であります。町単独調査の実施により、さらに細分化した上段を小清水町の数値、下段を支所管内の数値としておりまして、下段の平年値につきましては、支所の平年値でございます。

作物ごとの遅速日数で見ますと、春先の温暖な気候により、小清水町の生育概況では、春まき小麦が10日、秋まき小麦は8日、バレイショは5日、てん菜は4日、大豆及び町単独調査を行っているタマネギは3日早い生育となっております。

飼料作物のトウモロコシは、平年より4日早く、牧草は3日早い生育となっております。

以上のような調査結果から、全ての作物において高温が続いたこともあり、昨年よりも早い生育状況となっておりますが、農作物は今後の天候や適切な圃場管理によって、収穫量が大きく左右されますことから、農業者の皆様を初め、関係者一丸となって生育状況に応じた適切な対応と一層の御努力により、豊穡の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

◎意見案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、意見案第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。ただいま上程されました意見案第1号について御説明いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）でございます。

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところがございます。しかしながら、多くの集落が消滅の危機に瀕し、森林の荒廃や地震等による林地崩壊、河川の氾濫など、深刻な状況に直面しております。過疎地域は我が国の国土の半数を占め、環境の保全、災害の防止、地球温暖化の防止など、多大な貢献を果たしており、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなります。引き続き、過疎地域に対し、総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、政策を確立・推進することが重要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。慎重審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第1号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第2号、2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。ただいま上程されました意見案第2号について御説明をいたします。

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）でございます。

この案件につきましては、以前にも提出しているところでございますが、再度提出するものでございます。

地方自治体は、子育ての充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で、社会保障への対応など、果たす役割が拡大する中で、地方版総合戦略の実行や防災・減災対策など新たな政策課題に直面しております。

一方、地方公務員を初め、サービスを担う人材が限られている中で、新たなニーズへの対応と提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の骨太2018では、2018年度地方財政計画の水準を確保するとされ、2019年度の地方財政計画でも過去最高水準となりました。しかし、一般財源総額の増額分も国の財政に対応した結果であり、地方財政需要に対応するため、さらなる地方財政の充実・強化が求められております。

2020年度の政府予算に当たっては、社会保障関連の予算の充実と地方財政の確立が必要であります。

政府に以下の事項を強く要望するものでございます。

記以下につきましては、御目通しをいただきたいと思えます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。慎重審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第2号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第3号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。ただいま上程されました意見案第3号について御説明をいたします。

この案件につきましても、以前提出しているところでございまして、再度提出するものでございます。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書（案）の提出でございます。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内制限つき採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、子供たちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠であります。

第8次教職員定数改善計画の策定や30人以下学級など、少人数学級の早期実現、全教職員による協力・共同体制による学校づくりを具現化することが必要であります。

2016年の国民生活基礎調査では、18歳未満の7人に1人が貧困状態にあります。このような状態にあるにもかかわらず、教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても、自治体でその措置に格差が生じているところでもございます。

さらに、高校授業料無償化制度へ所得制限、給付型奨学金は対象者が限定されていることから、子供たちは住む地域や環境に関係なく、平等に教育を受ける権利を有しております。その保障のために、国による教育予算の確保と拡充が必要であります。これらのことから、国において義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度堅持、当面、負担率1/2への復元、早期に実効のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう強く要望するものでございます。

記以下については、御目通しをいただきたいと思えます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。慎重審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第3号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号

○議長(坂田秀昭君) 日程第7、意見案第4号、2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番(工藤孝一君) はい、6番。ただいま上程されました意見案第4号について説明いたします。

2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のためのセーフティネットの一つとして、最も重要なものである。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、ひいては、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2019年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、2020年までに全国平均1,000円を目指すという目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「未来投資戦略」、さらには、日本一億総活躍プランを十分尊重し、経済の自立的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額は道内高卒初任給(時間額980円)を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など、各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること、同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう、国に対し要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第4号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第4号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号

○議長(坂田秀昭君) 日程第8、意見案第5号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見

書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま上程されました意見案第5号について御説明いたします。

日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書（案）。

日米貿易協定交渉が4月より開始され、日本政府は過去の経済連携協定の内容が最大限とする日米共同声明に沿って交渉するとしている。来日したトランプ大統領からは、8月によい内容が発表できると表明するなど、早期妥結に向け、米国からの要求が強まるのが危惧されています。生産現場では、不安を募らせています。ついては、関係機関をして、日米貿易協定交渉に当たり、我が国の食料主権及び食料安全保障が守られますよう、以下の事項を強く要望する。

記

1、国民への安全で安心な食料を安定的に供給する観点から、我が国の食料主権と食料安全保障を守ることを基本に、交渉内容の丁寧な情報提供を行い、国民合意がないまま交渉を拙速に妥結しないこと。

2、農業者の不安を払拭するため、国内の農業・農村を潰しかねない米国の強硬な要求に屈することなく、重要農畜産物の関税削減・撤廃及び輸入枠拡大などは、断じて受け入れないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

御賛同いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁は簡潔明瞭に努められるようお願いいたします。

初めに、6番、工藤孝一議員。はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。さきに通告してあります国民健康保険料の子供の均等割額の減免について質問をいたします。

国民健康保険料の均等割は、0歳の赤ちゃんも含め、国保に入る家族がふえるたびに一定額の負担がふえる仕組みとなります。均等割は、雇用されている方が加入する保険、健保組合や協会けんぽなどにはありません。低所得者に一定の減額があるものの、過酷な税とされる人頭税と同様の仕組みであります。子供に係る国民健康保険料の均等割負担の軽減を進めるべきだと考えますが、御所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

御承知のとおり、国民健康保険料は、国民健康保険法に定められた算定方法により、世帯の負担能力と受益の程度に応じて賦課をしております。とりわけ均等割については、被保険者の多い世帯は被保険者の少ない世帯よりも受益が大きく、それに見合う保険料の負担をお願いするのが合理的な考え方にあるもの

と捉えております。

御質問の子供の均等割について、軽減を導入することは保険料を補填する法定外の繰り入れが制限される現行制度のもとでは、その軽減分の負担を他の被保険者が負担しなければならず、負担の公平性を保つ点からも、独自に軽減制度を導入することは難しいものと考えております。

本町では、子供の医療費の無償化を高校卒業まで拡充するとともに、給食費の無償化、出産祝い金支給事業の創設など、子育て世代の負担軽減が図られるよう、さまざまな支援策を講じているところであり、今後も安心して産み育てられる子育て環境の充実に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）今、町長のほうから御説明がありましたとおり、確かに、国民健康保険法に基づいて実施されている、なおかつ法定外の繰り入れについても、これは道の指導、一本化されているということでありまして、国の方針も法定外繰り入れについては、控えていく方向で議論が進んでいるかと思いますが、しかし、最初に質問しましたように、この国民健康保険制度の中身として、法律上資産割と平等割については、各自治体の判断で導入しないことも法律上可能なはずで、可能となっています。

今回、提案しています均等割については、法律上、必ず徴収するという義務づけがなされているかというふうに思います。この0歳から、赤ちゃんに係る均等割は子育て支援にも逆行するものかというふうにも考えます。子供の均等割の軽減という声は、これ、全国的にも大変強く出ているという状況の中で、全国知事会などの地方団体でも、国に対して改善を求めているという状況であります。しかし、国での検討はいまだ進んでいるというふうには言えないと思うんですが、やはり国に先駆けてこの均等割負担、子供に対する均等割負担について、ほかの給食費の減免等の取り組みを、もちろん、小清水独自の取り組みがある中で、より一層、私は子育てしやすい小清水の環境をつくる必要があると思います。

再度、御答弁いただければと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えさせていただきます。

子育て世代の支援策の充実にかける思いについては、私の執行方針にも掲げているように、工藤議員と考え方は共通するものがあるというふうには認識をしております。しかし、国民健康保険制度については、昨年30年4月に都道府県化をされまして、基本的には、どこへ行っても、どこの地域に行っても同じ保険料にするというのが狙いでございます。ですので、本町の場合、応能・応益割、7割・3割ということで、標準的には5割5割にしようというふうなことで、相当な乖離があるのが現状であります。加えまして、資産割についても、本町は課税をしておりますけれども、資産割についても撤廃してきている市町村が多くなっているというふうでございます。

ですので、今の考え方としては、令和2年度以降でありますけれども、基本的な北海道の標準的な保険料に向けて是正をしていきたいというふうに考えているところでございまして、今ここで都道府県単位化になった翌年の今、やはり独自の制度によって子育て支援の部分の均等割の軽減というのはなじまないというふうに私は考えております。ですので、来年以降、応能・応益割を是正をしていきますし、資産割についても廃止に向けて検討していきたいと思っております。

そのような中で、どのような保険料、当然、上がっていくことが予想はされておりますけれども、そのような中で、いきなり住民の皆様には保険料の御負担をお願いをしていくということもなかなか難しい状況が出てくるかなと思っておりますけれども、それらについては、今後、試算をしていく中で、いろいろなことを検討していきたいというふうに考えておりますけれども、この検討については、おおむね3カ年から4年間をかけて、激変緩和措置を講じながら検討はしていきたいと思っておりますので、そこについては、今後、いろいろな形で試算が出た中で、議会議員の皆様にもお示しをしながら検討させていただきたいと思っております。

そのような状況でございますので、やはり子育て支援の観点から、均等割の部分の要望でございますけれども、これについては、現時点においてはできないということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。令和3年に向けて、制度の見直しも進んでいくという御説明がありました。

私も以前、資産、固定資産税からまた負担金をいただくという資産割ですね、10%、保険料の10%の資産割の問題についても議論した経過がございますが、今後のこの保険料のあり方について、三、四年かけて議論していくということでございます。

子育て世代に対する考え方も含めて、十分、私が今回提案いたしましたことも、今後に向けて協議の中に入れてもらえればというふうに思います。

要望をして、最後の質問といたします。

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、更科浩司議員。はい、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。質問内容ですが、舗装道路工事の優先方法について、お伺いしたいと思います。

町道において、酪農家の集乳路線について。

集乳車や餌の運搬車の超大型車両が走行するため、未舗装道路の場合、道路の傷みが激しく、一般車両や農作業車の走行に支障が生じているので、優先的に舗装工事を行うべきと考えます。

また、春先などの道路条件の悪い箇所を点検する際に、道路パトロール車両だけではなく、毎日のように走っている郵便配達員などの意見を聞くべきだと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

道路整備事業については、年次計画により整備推進を図ることとしておりますが、その実施に当たりましては、地域の要望の中、財源の確保からも、国、道の公共事業予算の対象となる路線を中心に進めております。

町内では、33戸の酪農家で集乳しており、そのうちの一部については、未改良道路に面しておりますが、集乳路線のみを優先して整備するのではなく、先ほど申し上げました、整備方針に沿って進めてまいりたいと考えております。

雪解け時期や大雨、ゲリラ豪雨により、路面冠水あるいは路肩、のり面の崩壊など、被害は未改良道路に多く発生しますので、パトロールを重点化し、路盤材の入れかえ、砂利入れかえなど、適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

なお、集乳路線は冬季の除雪につきまして、優先して実施しているところであります。

次に、道路条件の悪い箇所を点検する際に、郵便配達員などの意見を聞くべきとの御意見でございますが、平成30年3月に、小清水町と日本郵便株式会社小清水町内郵便局との包括的連携に関する協定を締結しており、連携事項の中に道路損傷等の情報提供に関することと明記しており、道路の陥没、段差損傷、倒木、水道の漏水情報について、提供していただくこととしております。

実績は今のところございませんが、今後とも連携を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。舗装道路の順番というか、それは理解をある程度はしていこうと思っておりますが、何とぞ、路線が悪いものですから、優先していただきたいというのを切に要望いたします。

また、30年に日本郵便と協定を結んで、まだ実践がないということですので、もっと、なぜ実践できていないか、そういうことを使いやすいような、また情報を町と郵便局と流れやすいような体制を再度検討して、実行していただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

集乳路線だけを優先することはできませんけれども、やはり地域の実情等々、そこについては十分勘案

をしながら検討してまいりたいというふうに考えてございますし、やはり地域には道路愛護組合等々がございます。そのような中で、要請活動を町のほうにも上げていただければ、また、集乳路線については個別的に私のほうにも相談をいただいている部分もあります。それについては、何かいい方法がないかというような検討もしている箇所もございますので、随時、御要望を上げていただければ、優先順位にのった形で、そこは整備をさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、郵便局との関係でございますが、実践がちょっと私の発音が悪かったと思いますが、実績がないということでございます。実践はされております。実績がないということでもあります。ただ、もしかすると、配達員さんの中に、そのようなことが徹底されていないこともあり、実績がないということも考えられますので、そこについては再度郵便局さんと連携を図りながら、やはり、そういう、道路の見守り体制の構築をしていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。今ので大体、今回は理解させていただきます。

次の質問の企業、学校等誘致活動についてお伺いしたいと思います。

高校がなくなり、人口減少が加速する中、新たに企業を誘致したり、私立高校を誘致したりなど、打開策などあればお伺いしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

道立小清水高等学校が平成29年度末で閉校となりましたことは、非常に残念な結果であります。学校の存続に向けては、さまざまな協議と対策に取り組んでまいりましたが、本町に限らず、人口減少、少子化によって入学者の定員確保は全道、全国的な課題でありまして、地方の公立高校ばかりではなく、私立の高校においても間口削減や統廃合が進められている現状であります。

このように、入学者の確保、定員の維持等は非常に厳しい現実にあつて、新規に私立高校など、常設の学校等を誘致することは、現実的な対策ではないと考えております。

一方、企業誘致では、これまで福太郎株式会社小清水北陽工場、モンベルオホーツク小清水店がオープンし、新たな雇用の創出や交流人口の拡大を初めとする経済の活性化とにぎわいを本町にもたらししているところでございます。

この流れを途切れることなく、引き続き企業誘致に取り組んでいくことで、少しでも人口減少の抑制につながることを重要であると考えており、まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトの推進によって、本町の魅力をさらに高めながら、誘致した企業とのかかわりを大切にし、民間企業が持つ企業間連携の強み、そこにある企業間のつながりなどを見出し、本町の基幹産業、地域資源、観光事業などを生かした企業誘致に今後も粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。大変ありがたいお答えをいただきましたので、今後とも自分たちも協力していきますので、誘致活動、気を抜かず、やっていただきたいと思います。

きょうは、ありがとうございました。

○議長（坂田秀昭君）これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、3番、瓜田新一議員。はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）質問に先立ちまして、議長、町長からもお話がありましたが、先月発生しました暴風雨によって、町内でも農業を中心に多くの被害が出ています。被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

それでは、私、2点ほど質問させていただきます。よろしく申し上げます。

公民館機能充実と設備の更新について。

町民の安全・安心を確保するためとし、老朽化した中央公民館、役場庁舎の一体的整備計画が進んでお

ります。他の公民館についても、災害時には地域の拠点となることが予想されることから、機能の充実と設備の更新が適時に必要と考えますが、所見をお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

御質問は、災害時における町民の安全・安心を確保する避難所施設としての公民館施設の機能充実と設備更新でございます。

議員御承知のとおり、各公民館につきましては、災害時の避難所として指定しておりますが、各公民館には、災害用備品といたしまして、小型発電機、投光器、携行缶、毛布、ランタン、ストーブ、カロリーメイトなど、非常時の備えをしてございます。

今後におきましても、災害用備品の更新を含めまして、必要に応じ、計画的に施設及び設備の整備を進めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番。ありがとうございました。

今後も、季節に合った備蓄品等を指定管理者である連合自治会、それから自治会などの意見を聞きながら、十分協議して行ってほしいと思います。

次に、J Rの路線維持について。

平成28年、J R北海道が単独では維持困難とする線区を発表して以来、道が中心となり、路線維持に向けた調整がなされておりますが、6月3日、釧網線沿線自治体が利用促進費に同意と新聞報道されましたが、所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

J R北海道が単独で維持困難な8線区を発表以来、対象線区周辺地域は強い危機感を持ち、対応に当たる中、釧網本線では釧路市、網走市を中心に、沿線2市6町1村の首長、議長などを構成員とする維持活性化沿線協議会を設立し、路線の維持並びに活性化に関する事項について、協議を重ねてまいりました。

国は、令和3年度へ向け、J R北海道及び地域の関係者の取り組み状況を検証し、着実な進展が確認されることを前提として、J R北海道の健全な経営を確保するための枠組みを構築するとともに、経営自立に向けた国の支援を継続するための法律案を国会に提出することを検討しております。

国の支援が継続されるためには、J Rと地域が一体となった取り組みが求められていることから、地域としても利用促進を初めとする路線維持に向けた協力・支援を進めていかなければなりません。釧網本線は道東地域における広域周遊観光の基幹的路線であり、オホーツクと釧路圏域の拠点を結び、地域の経済、住民生活を支え、守る重要な路線であり、廃線となった場合は、地域の過疎化、衰退を招くなど、地域に与える影響は非常に大きいものとの共通認識から、北海道とともに当面2年間の線区の安定運行や利便性、快適性の向上など、利用促進のための緊急かつ臨時的な支援策について、協議会として同意をしたものであります。

本町においても、町民の通学、通院を支える大切な生活路線でもあり、町の玄関口と観光拠点施設である道の駅、ツーリストセンターにも結びつく地域交通のかなめであることから、路線維持に向け、今後とも沿線協議会の中で議論を重ね、協調してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番。大きな内容はわかったんですけども、J Rが維持困難路線をこれから継続するには80億とも言われています。その膨大な費用をどう負担するかというのは、国がまだ明確にしていません。

その中で、道と自治体が先行して2億円を、まあ、2億と言われてはいますが、新聞報道では、今後について、国が明確にしないままずるずるいって、今、19年度、20年度は2億出します。今後、また要

請があれば出し続けるのか、その辺はどうかお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

先ほど当面2年間の臨時的な支援という形でお話をさせていただきました。その理由でございます。簡潔に申し上げますと、国鉄清算事業団債務等処理法というのがあと2年で消えてしまいます。国の支援については、この法律に基づいてやっているということでございます。ですので、北海道、私どもといたしましては、要は、その法律改正をし、国がやはり守るべきですよというような形の議論を今しているところでございます。

ですので、当面2年間については、国としては、400億円台の負担をしますということです。これは元年度、2年度であります。ただ、令和3年度以降については、この法律がなくなってしまうので、その負担根拠がないということでございます。ですので、そこはやはり北海道、全市町村、沿線自治体になりますけれども、法改正がないと国の支援は求められないということでもありますので、まず、この2年間については、JRと地域と一緒にあって、まず頑張った取り組みを見せてくださいというのが国の考えであります。それは地域で頑張ってくださいよと。ですので、釧網線については、観光路線として残していこうと、当然、本町でも通学に使われている方もおりますし、中には通院に使われる方もいます。いわゆる生活路線としても重要だという認識であります。

ですので、当面、私どもが2年間の支援を理解したのは、法改正に向けて、やはり地域として頑張るという姿を見せなきゃいけないということから、2年の支援を決めたということでございますので、3年目以降の負担については、まだ何の議論も始まっていないところであります。

当然、議員おっしゃるとおり、何億の負担は当然できないわけでございますので、その議論についてはこれからであります。ただし、令和3年度の法改正に向けての時間はなくなってきておりますので、予定としては、本年度内ですね、本年中と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、本年中にはその議論が速やかになされて、それは北海道が中心になってやっていただけるというふうに思っておりますけれども、その中で、私ども沿線自治体としても、いろいろな声を上げていきたいというふうに考えてございます。

については、やはり釧網線を守るという立場の中で議論をしていくということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）いざ廃線になりますと、復活はまずあり得ないですね、今までの例から言いますと。その意味も込めまして、鉄道を守るということで、これからも頑張してほしいと思えます。

で、一応、私の質問を終わります。

○議長（坂田秀昭君）これにて、瓜田新一議員の質問は終了いたします。

続いて、9番、木戸寛治議員。はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。水道設備に関することでお伺いをしたいと思います。

行政報告にもあったんですが、先日、市街地の一部で断水が発生いたしました。断水が予想された時間帯が、聞くところによると夕方からというふうに聞いております。もし、ある程度わかるのであれば、早い時点で断水がもしかしたら予想された場合には、早い時点で広報ができたのではないかなと、そうすれば、近隣の住民に対して理解を得られたのではないかなというふうに思っておりますし、水道管の布設から経年劣化は当然あり得ると思えますので、町内において交換時期などが予定されているのであれば、どういうふうな形になっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

まずは、今回の漏水によりまして、一部の地域で断水が発生し、御不便をおかけしましたことにおわびを申し上げます。

断水の経緯でございますが、6月4日の午後10時40分ごろ、JA小清水駐車場前の小清水市街東第

1 裏通りの交差点付近で、地下埋設の水道配水管が破損し、復旧工事の終了した6月5日正午までの間、周辺の32戸が断水したものでございます。

御質問の断水が予想された時点で広報ができれば、住民に理解が得られたのではとのことでございますが、地上に少しでも水が出るなど、兆候が把握できれば可能ではありましたが、今回はそのような兆候が全くなく、突然地上に噴き出したものでありまして、場所の特定が難しかったことを御理解いただきたいと思っております。

破損した配水管につきましては、平成9年に布設がえをしたものでございまして、耐用年数の40年には達しておらず、破損の原因につきましては、配水管に小さな傷がありましたので、そこに亀裂が発生し、徐々に広がったものと想定をされますが、傷がいつついたものなのかは不明であります。

本町は、町内全域を給水区域といたしまして、6地区での水道設備を有しております。耐用年数の過ぎた電気機械設備や配水池の更新を行っているところではございますが、配水管につきましても、中長期的な視点で必要な財源確保も含め、更新計画を策定するなど、総合的に検討をしております。

今後も大規模な断水や長時間の断水が発生しないよう、点検の強化と各地区を結ぶバイパス管布設など、計画的な整備に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。電気の供給とともに、本町においては、水道がライフライン、大きな2つのライフラインと考えております。その確保は、町としての重大な任務と思われまますので、たまたま昨年、全道的にありました、ブラックアウトの際には、消防職員の大変な働きによって断水を免れたという経過が、先日の広報にも載っております。このような場合も含めた町民への広報活動、そのタイミングについては、日ごろから関係する部署なり、自治体なり、自治会の連合会なり、そういうところとシミュレーションをしておくことが必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）断水に限らず、やはり、そういう、災害、防災情報的な部分の伝達方法については、本町については整っていないという認識は持っております。それは、今年の、さっき議員もおっしゃられた、ブラックアウトのときになかなか情報伝達手段がないというのを痛感したところでございます。

今、町では情報メール等の拡大とかをしておりますけれども、あと広報車で回ったりもしましたけれども、何を言っているか聞かえないぞというようなお話も、たくさんお叱りもいただいた経過がございます。

そのようなことから、やはり情報メールの登録者をふやすと、100%を目指してふやすというのが一つ、喫緊の課題であるというふうに考えてございますが、もう一点については、2月に開設をしました、FMあばしりですね、それが、小清水町はそのエリアに入っております。後ほど補正予算でもお話が出てきますけれども、要は、電波は来ているわけです。その中で、災害情報については、逐一流していただけますかという協議を実は、FMあばしりさんとはしております。ラジオさんとしても、ぜひそこは協力させてほしいというお話をいただいております。

ただ、どこまでラジオが届くのかどうなのかという調査がまず必要であります。大変、有効なツールだというふうに考えていますので、そこについては、まず調査をした中で、やはりスマホ等々で情報メール、使えない方も現在おられます。現時点、実際におられますし、お持ちでない方もおります。やはり高齢者の方については使えないというのもあると思っております。やはりそこはラジオであれば、聞くことはできるのかなというふうに考えていますので、そのようなこともやはり情報伝達手段の大きなものの一つとして検討している状況でございますので、そこも逐一、みなさんに情報を出しながら、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）今、答弁のありました、FMあばしりとの連携の部分、大変心強く考えているところであります。

水道設備に関することについては、以上で質問を終わらせていただき、続いて、町民スキー場について

の質問をさせていただきたいと思います。

前町長時代、2017年の町広報に「町長への手紙」ということで、スキー場、町営スキー場のゲレンデの形、直せないだろうかというふうなことを含め、圧雪車のことですか質問があり、町長の答弁がありました。

私は、質問するに当たっては、情報をなかなか集めづらかったんでありますが、2年間経過しております。その段階、今の段階でそのときの質問に対する答えが結果としてなされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）2つ目の御質問にお答えをいたします。

質問に前町長が答えているのかということですが、答えてございます。

2017年の町長への手紙の件でございますが、圧雪車の更新につきましては、昨年度に300万円をかけて大型のものに更新しており、速度、圧雪性能ともに向上して、利用者から評価をいただいております。

次に、澁原馬鈴薯の遊離土を活用したスキー場の拡大についてでございますが、線虫防疫対策と施設用地に限りがあり、施設拡大は困難である旨、前町長より回答してございます。

スキー場の造成時には山の敷地形状なども含め検討した結果であり、現状におきましても、滑走面を拡大することは困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。お答え、ありがとうございます。その部分は町広報に載っておりましたので、私も確認をいたしました。

実際に、ゲレンデの部分、本来であればスキー場は末広がりになっているものであると、今のスキー場ができ上がった時点で、造成した時点では、今の形状のまま現在も使われているということでもあります。なかなか改良できないというのは、予算のこともあると思うんですが、利用期間も限られておりますし、利用者数がもしかしたら少ないことも関係しているかもしれません。少なくとも要望がある部分については、指定管理者の方々に町民の、利用する町民の方々の御意見が届きやすくなるようお願いをしたいというふうに思います。

また、造成について、例えば、改修について町の予算がない、とれない場合に、例えば、利用者の御父兄の方が、農家の方ですけれども、例えば、自分のところの機械を持ってきて、直してもいいんだけどというふうなお話も実は聞かえておりました。私的には難しいだろうなというふうに考えてはおりますけれども、町有地、そういう部分の利用者の方による改修、そういうことは可能なかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）事前の一般質問の中にも御提案ございました、町民有志による改良作業の可否についてでございますが、町民スキー場は、町の公共施設として適切に管理する必要がありますので、町が発注する事業者以外の一般の方が工事を施行することはできません。何より、スキー場スロープの設計・整備には、利用者の安全、事故防止の観点から、専門的な知識と施工技術が必要となります。費用対効果の観点からも、現時点では現状の滑走面で町民の皆様に安全にスキーを楽しんでいただくための環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。御回答、ありがとうございます。

私も質問というか、意見を町民の方から受けましたので、今ここで質問させていただきました。本来であれば、教育長のところに直接出向いてお話をするとところだったかもしれないんですが、大変ありがとうございます。

ございました。

以上で質問を終わります。

○議長（坂田秀昭君）これにて、木戸寛治議員の質問は終了いたします。

続いて、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）はい、7番。さきに通告してございます防災計画並びに自主防災組織について質問させていただきます。

去る6月3日に、網走第四中学校で地震による津波を想定した避難訓練が行われ、オホーツク管内でも、地震に対する備えが行われております。昨今の異常気象が激しさを増す中、大雨特別警報の基準見直しが検討され、平成29年には、避難勧告等に関するガイドラインの改定があり、高齢者等が避難を開始する段階であることを伝達する方法や要配慮者の避難の方法並びに福祉避難所が洪水、浸水予想範囲内に指定されていることなど、ハザードマップを含め、町民が安全・安心に暮らすことができるまちづくりの観点から、防災計画の見直しが必要かと思われま。

また、平成28年3月改定の防災計画の中で、自主防災組織等の協力を得ながらとありますが、現在の自主防災組織の現状をお知らせいただきたく、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

防災に関する質問でございますが、近年、全国各地で地震や台風など、多くの自然災害が発生し、大きな被害を及ぼしております。昨年には、胆振東部地震の発生により、本町でも全戸停電の被害があったところでございます。

これを教訓に喫緊の課題である防災対策について検討を進めておまして、一つには、先ほども若干申し上げましたけれども、情報伝達手段であります。これについては以前にも申し上げておりましたが、小清水町情報メールの活用の拡大を図るほか、多様な伝達手段の導入を検討しておまして、本年2月に地域コミュニティラジオFMあばしりが開設されましたことから、今回、補正予算に計上させていただき、町内での電波の受信状況を調査する予定でありまして、この結果により、今後の情報伝達の手段としての活用を検討していきたいと考えております。

また、本年度には、防災ハザードマップを作成することとして、当初予算にも計上しておりますが、この中では、洪水や津波の浸水予想区域などのほかに、防災に関する備えですとか、避難所や避難の方法などの情報を載せることとしております。

御質問のありました、福祉避難所につきましては、本町では愛寿苑のみとなっておりますが、この指定には、施設としての条件がありますことから、他の施設の指定は難しいものでございます。

これらの防災に関する事項を規定し、防災及び災害対応の基本となるのが、小清水町地域防災計画でありまして、御指摘のとおり、平成28年3月に見直しを行っておりますが、それ以降に避難情報の改定など新たな項目もありますので、今後も必要に応じて内容の見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

また、この地域防災計画の中では、自主防災組織の育成もうたっているところでございますが、今のところ自治会における自主防災組織は平成30年8月に結成された1件でありまして、組織率は高くありませんが、現在、各自治会へ働きかけや御助言などの取り組みを進めているところでございます。

災害の発生時には住民みずからの自助、地域における共助、そして日ごろの災害への備えが非常に大切でありますので、自主防災組織にはこうした地域の防災対応力の向上に重要な役割を担うとともに、活動を通じた地域コミュニティの活性化を期待しているものでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）はい、7番。何回も情報メールの件につきましては理解いたしましたところなんですが、先般の学校だよりの中で、学校連絡網サービス「フェアキャスト」が利用できないかというような考えもありまして、今後の見直しを含めて、町長の御所見を伺うとともに、本町の土砂災害地域が2カ所あるわけでございますが、この災害警戒地域の近くに避難所が指定されていることなども含めて、大幅な見

直しを求められるほうがいいのではないかと考えておりますので、その件につきましての御所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）1点目のフェアキャストの関係でございますが、昨年の胆振東部地震の際にも活用はさせていただいております。

これは、子供たちの保護者の方々に対する情報の提供ということでございますが、これについては、かなり有効な手段であるというふうに考えてございまして、そこに情報を送ることによって、地域にも拡散をいただくというようなことで、昨年は取り組みをしておりますので、今後も有効なツールとしてなお一層、有効に活用していきたいというふうに考えてございます。

2点目の土砂災害区域の関係でございますけれども、これらについても、逐一見直しをしていかなければいけないというふうに考えてございますし、その基準の考え方も年々やっばり厳しくなっている、雨についても100年確率が1000年確率になったりというようなことで、そこはやはりそれぞれ実態と合わなくなっている部分があります。それについては、やはり防災計画の見直しの中で、さまざまな形で検討してまいりたいというふうに考えてございまして、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）はい、7番。先般の新聞報道で、海拔3メートルの網走第四中学校では避難訓練が行われております。

新聞報道によりますと、能取岬沖20キロを震源としたマグニチュード7.5の地震で、5メートルの津波警報が発令され、21分後には津波が到達するとの想定で行われておりました。

過去を見ますと、昭和31年網走沖マグニチュード5.8の地震、昭和32年には網走沖でマグニチュード6.3の地震により、網走市で津波が観測されております。

網走市斜里町では、道路沿いに海拔何メートルという表記がありますが、小清水町ではありません。また、町内見回しますと、国土地理院の地図では、原生花園国道付近の湿地帯で標高1.3メートル、これは国道からすぐ眺められるところに表記がございまして。また、道道467号栄浜小清水線のユースホテル近辺の道路では標高2メートル、また、止別川河口付近では標高4メートルとなっております。

観光客の増加する中、住民及び観光客の避難や誘導を想定した訓練や海拔何メートルかを表記した看板を国道、道道に設置するなど、今後の対策についてお伺いしたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

本年度、ハザードマップを作成することとしておりますので、その中で、そのような、言われたような標高の表示だとか、そういう部分については十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。

これは、一気に整備をしていくというのはなかなか困難ではあると思っておりますけれども、ある程度、年次計画的なものを立てながら、そこはしっかり取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

津波についても、当時、平成19年ぐらいですかね、津波警報が発令されたときに、1回マップもつくっておりますが、そのときには津波は来ないと、10メートルは来ても来ないよというようなことの実体はハザードマップをつくった経過もございまして、やはり、そこは基準的なものも変わってきておまして、議員がおっしゃられたように、原生花園の国道付近については、浸水がするだとかいう状況も変わってきているのかなというふうに感じてございます。それについては、ハザードマップをつくっていく中で、そういうようなことも含めて、いろいろ検討していきたいというふうに考えてございまして、その際には、議員さん、議会の皆さんにもお話、協議をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）大変、自然災害が異常さを増す中で、今後、速やかなる対応をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（坂田秀昭君）以上で、通告の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は10時55分再開でよろしく願いいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎報告第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、報告第2号、平成30年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま上程されました報告第2号、平成30年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

平成31年3月開催定例町議会へ提案の補正予算（第6号）に計上いたしました繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え、確定いたしました繰越額及びその財源内訳を御報告するものであります。

初めに、6款1項農業費は、小清水地区を事業区域とした道営草地畜産基盤整備事業で475万円、8款2項道路橋梁費につきましては、小清水第4地区を事業区域とした農道保全対策事業で1,215万円、10款教育費は義務教育施設冷房設備整備事業として、2項小学校費で4,588万4千円、3項中学校費で2,851万円の合計7,439万4千円、以上、総額で9,129万4千円の予算について、交付の決定または同意を得た国庫支出金、地方債等を財源として、令和元年度に繰り越すものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎報告第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、報告第3号、平成30年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま上程されました報告第3号、平成30年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費民間賃貸住宅建設補助事業において、申請のあった2件の事業に対し、補助金の交付決定をしておりましたが、その後に発生しました、胆振東部地震等の影響により、施工業者の人員不足や、特に部材の確保、調達が大幅におくれましたことにより、年度内に事業は完了せず、よって、未交付の補助金について避けがたい事故によるものとして、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、令和元年度に事故繰越をしたものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告いたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君)なければ、次に進みます。

◎議案第21号

○議長(坂田秀昭君) 日程第12、議案第21号、小清水町基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川産業課長。

○産業課長(細川正彦君) ただいま上程されました議案第21号、小清水町基金条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることとなり、国から本町に譲与される森林環境譲与税の受け皿として、新たに林業振興基金を設け、本町が今後行う森林整備の促進に関する事業財源とするものであります。

本町に譲与される森林環境譲与税ですが、令和6年1月1日を賦課期日として令和6年度から個人住民税均等割に上乗せして課税される森林環境税の収入相当額を財源として、私有林、人工林の面積、林業就業者数、人口を基準として市町村及び都道府県に譲与されるものであり、財源となる森林環境税の税率は1人年額千円となります。

森林環境税は、先ほど申し上げましたとおり、令和6年度からの賦課となりますが、本町に譲与される森林環境譲与税は本年度から譲与され、その財源は国の特別会計における借入れにより配分され、本年度は380万5千円、満額時となる令和15年度からは、毎年1,284万5千円が本町に配分されるものと見込んでおります。

森林環境譲与税の用途については、市町村が間伐や森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材需要の促進や普及啓発等の費用に充てなければならないとされ、本町としては、本年度は森林経営計画が認定されていない森林の所有者に対する森林経営の意向調査を行う経費財源として、令和2年度からは森林所有者が作成する森林経営計画で認定された森林整備を促進することを目的とした除伐の事業などの執行財源として活用していくこととしております。

それでは、改正条例の説明をいたします。

議案書の23ページをごらんください。

第4条、第6条、第7条の改正につきましては、常用漢字表にない音訓の使用に対応する文言整理に伴う改正でございますので、説明を省略させていただきます。

次の別表改正でございますが、別途お配りしております新旧対象をあわせてごらん願います。

資料の左側、現行欄の下段、別表中基金の種類、農畜産振興基金の下に、資料の右側、改正案の下段のように、先ほど御説明いたしました、森林環境譲与税を積み立てます林業振興基金を同表に新たに加えるものでございます。

同基金の所属会計は一般会計、積み立ての目的は森林環境譲与税森林整備事業の積み立てでございます。本条例の施行は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第21号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第21号、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号

○議長(坂田秀昭君) 日程第13、議案第22号、小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

組野子育て支援課長。

○子育て支援課長(組野麻記君) ただいま上程されました議案第22号、小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書では24ページになります。あわせて、別途お配りしております新旧対象表をごらんください。

改正条例案の内容につきましては、この条例の準則としております厚生労働省令の一部改正が行われたことに伴う改正であります。

放課後児童クラブにおいて支援員を登用するに当たり、都道府県知事が行う研修のほか、指定都市の長が実施した研修を終了した者も従事することができるよう、支援員の登用要件を拡大するものであります。

附則ですが、条例の施行につきましては、既に厚生労働省令が公布されており、特定期日を定める必要がないことから、公布の日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第22号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第22号、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号

○議長(坂田秀昭君) 日程第14、議案第23号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斎藤保健福祉課長。

○保健福祉課長(斎藤高広君) ただいま上程されました議案第23号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は25ページからになります。

別途お配りしております新旧対象表をあわせてごらん願います。

本条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正によって、貸付条件の一部が緩和されたことから、これに準じ、所要の改正を行うものであります。

まず、法律の改正では、被災者支援の充実を図る観点から、現行年3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率について、年3%以内で市町村の政策判断により経営利率を条例に定め、貸し付けを可能とし、政令の改正では、東日本大震災の特例により、保証人がいない場合にあっても貸し付けが認められたこと

を踏まえ、市町村が保証人を付すかどうか判断し、条例に定めることが適切であるとされたことから、連帯保証人の必置義務が撤廃されるとともに、これまでの年賦、半年賦償還に加え、月賦による償還が追加され、償還に係る負担の緩和が図られたものであります。

この法等の改正に準じまして、第11条では、貸付金の確実な回収を確保しなければならないことを鑑み、東日本大震災の特例措置及び現行の他の福祉制度における貸付金制度を準用して、保証人を付すことができる規定とし、保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は有利子と定め、その場合の貸付利率については、規則で定める利率とする改正としております。

なお、規則で定める利率については、他の福祉制度における貸付金の利率同様に、年1%と規定しております。

次に、第12条第1項では月賦償還を追加し、第3項は政令の条項改廃に伴う規定の改正を行うものであります。

最後に、附則でございますが、第1項において、施行期日を公布の日からとし、第2項において、施行日以降の貸し付けから適用する経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第23号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第23号、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号 乃至 議案第26号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第24号ないし日程第17、議案第26号、令和元年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、令和元年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま一括上程されました議案第24号ないし議案第26号、令和元年度小清水町各会計補正予算。

初めに、議案第24号、令和元年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。別冊の補正予算書、3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,354万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億1,754万6千円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調べとあわせてごらんください。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費は、2名の再任用職員の採用を予定していたところ、1名の採用になったことに加え、特別会計に配属したことに伴う人件費分といたしまして、2節定数外職員に係る給与から4節共済費まで、合わせて671万3千円減額、13節委託料は、防災拠点型複合庁舎建設へ向け、基本設計、実施設計をプロポーザル方式による設計事業者の選考を予定しており、その審査基準の作成とプロポーザル実施に関し、専門機関から技術的支援を受ける防災拠点型複合庁舎建設支援業務委託料180万4千円追加、4目財産管理費25節積立金は、公共施設整備基金積立金へ1件の指定寄附を積み

立てることとし100万円追加、5目防災費13節委託料は、網走市内で運用が開始されました地域FM放送を災害時等に町内でも利活用を図るため、コミュニティ放送電波調査業務委託料といたしまして12万4千円追加、総務管理費合わせまして378万5千円減額計上を行うものであります。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費は、消費税の引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起、下支えを目的としたプレミアムつき商品券事業予算として、7節賃金から13節委託料までの必要経費合わせて772万円追加、そのほか委託料で就学前の障害児童の発達支援の無償化に伴います障害者自立支援給付審査等システム改修業務委託料16万2千円追加。

次のページになります。

8目介護保険対策費28節繰出金は、事業の追加補正に対する法定繰出分として、介護保険特別会計繰出金2万6千円追加、社会福祉費合わせまして790万8千円追加計上を行うものであります。

2項1目児童福祉総務費は、幼児教育・保育の無償化に伴います子ども・子育て支援システム改修業務委託料160万2千円追加計上を行うものであります。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費は7節賃金で、急遽、年度末に退職いたしました保健師の代替分臨時職員賃金100万5千円追加、13節委託料は、3年間の時限措置として新たに実施されます成人男性緊急風疹抗体検査、予防接種対策に係る健康管理システム改修業務委託料45万6千円追加、2目健康推進費は、同じく成人男性風疹対策の実施に係る11節需用費13節委託料合わせて188万8千円追加、5目環境衛生費13節委託料は、地球温暖化対策の推進を図るための二酸化炭素排出抑制対策事業業務委託料357万4千円追加、保健衛生費合わせて692万3千円追加計上を行うものであります。

次のページになります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費は、13節委託料、15節工事請負費で農業担い手育成プロジェクトの取り組みの一つである通年雇用の場づくりを目指し、温泉熱活用実証実験ハウスに係る実施設計、工事請負費合わせて2,718万7千円追加、19節負担金補助及び交付金で畑作産地の労働力不足への対応として行う省力作業機械等導入事業などの実施に係る畑作構造転換事業費補助金1億964万1千円追加、農業費合わせまして1億3,682万8千円追加計上を行うものであります。

2項2目林業振興費は、交付を受けた森林環境譲与税を一旦林業振興基金に積み立てた上で活用を図ることから、25節積立金で、林業振興基金積立金380万6千円追加し、その後、この基金を財源として、所有者に対する将来的な森林経営の意向を把握することとし、森林所有者意向調査業務の費用21万4千円を13節委託料に追加、林業費合わせまして402万円の追加計上を行うものであります。

次のページになります。

7款商業費1項3目観光振興費19節負担金及び交付金は、チャーター便利用による訪日旅行者の消費動向把握に向け、新たに実施されるマーケティング調査費用の本町負担分として、女満別空港国際チャーター便誘致協議会負担金5万円追加計上するものであります。

次に、歳入予算ですが、7ページにお戻りください。

2款地方譲与税は3項1目において、本年度より交付される森林環境譲与税380万5千円を追加計上、13款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金は消費税引き上げ及び子育て支援事業の無償化に対応する財源として交付されますプレミアム商品券事業費補助金、障害者自立支援事業費補助金及び子ども・子育て支援事業費補助金について、それぞれ歳出同額を計上、3目衛生費国庫補助金は、成人男性緊急風疹抗体検査、予防接種対策に係る国庫補助分として疾病予防対策事業費等補助金69万6千円追加、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金は、歳出同額を計上、国庫補助金合わせまして1,375万4千円を追加計上するものです。

14款道支出金2項3目農林水産業費補助金は、畑作構造転換事業費補助金として、歳出同額の1億964万1千円追加計上。

次のページになります。

15款財産収入1項2目利子及び配当金は、林業振興基金の利子分1千円追加計上、16款寄附金1項1目寄附金は、1件の指定寄附100万円追加計上、17款繰入金1項6目林業振興基金繰入金は、森林

所有者意向調査業務の財源として繰り入れることとし、歳出同額の21万4千円追加計上。

次のページになります。

18款繰越金は、その他財源調整分といたしまして2,592万8千円を追加計上、19款諸収入4項1目雑入は、再任用定数外職員に係る社会保険料等本人負担分の保険料収入79万7千円減額計上するものです。

15ページの給与費明細書につきましては、再任用定数外職員の給与費の減額等によるものでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 斎藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斎藤高広君） 次に、議案第25号、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書18ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ保健事業勘定において13万5千円を追加し、予算総額を5億6,194万8千円とするものでございます。

補正予算書25ページをお開きください。

初めに、歳出予算の補正ですが、3款1項2目包括的支援事業費において、これからの高齢化社会に必要なとされる、生活を支え合う共生の地域づくりをさらに推進するため、全国規模で開催される実践研究会に参加することとし、旅費12万9千円、諸会議負担金6千円、合わせまして13万5千円を追加計上するものであります。

23ページにお戻り願います。

歳入予算ですが、旅費等の財源といたしまして、地域支援事業の負担割合に応じて、2款2項国庫補助金5万2千円、3款2項道補助金2万6千円、6款1項一般会計繰入金2万6千円、7款1項繰越金3万1千円、合わせまして13万5千円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君） 続きまして、議案第26号、令和元年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の27ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ220万5千円を追加し、予算の総額を1億4,620万4千円とするものでございます。

32ページをお願いします。

歳出予算の補正でございますが、再任用職員の配属による人件費の補正としまして、1款総務費1項2目一般管理費におきまして、再任用定数外職員に係る給与、職員手当等共済費の総額で220万4千円、役務費といたしまして、再任用職員の細菌培養同定検査手数料1千円を追加計上し、30ページに戻りまして、歳入予算では、その財源としまして4款繰越金及び5款保険料収入の総額で、歳出予算の同額の220万5千円を追加計上するものでございます。

なお、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 初めに、議案第24号令和元年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第24号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第24号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第1号)について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第25号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第25号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和元年度小清水町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第26号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第26号、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 乃至 議案第29号

○議長(坂田秀昭君) 日程第18、議案第27号ないし日程第20、議案第29号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

服部総務課長。

○総務課長(服部隆文君) ただいま上程されました議案第27号ないし議案第29号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括して御説明いたします。

議案の30ページから32ページ、あわせて新旧対象表をごらんください。

規約を変更する3件の組合につきましては、いずれも本町が加入している組合でございます。改正内容といたしましては、3組合ともに構成する団体の一部が解散したことによる改正でございます。

議案第27号及び議案第28号は、構成団体でありました北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が平成31年3月31日付で解散したことによるもので、議案第29号は、ただいまの団体に加え、十勝環境複合事務組合が解散したことによるものでございます。

附則の施行期日につきましては、各市町村議会の議決後に、総務大臣または北海道知事の許可が必要となりますことから、議案第28号及び第29号の規約は総務大臣の許可の日から、議案第27号は北海道知事の許可の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第27号ないし議案第29号、3件を一括して採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第27号及び議案第28号並びに議案第29号、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、議案第30号、義務教育施設冷房設備整備工事にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）ただいま上程されました議案第30号、義務教育施設冷房設備整備工事にかかる契約の締結について御説明申し上げます。

議案33ページと資料の入札及び契約状況表をあわせてごらん願います。

本件の入札につきまして、令和元年5月28日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、富樫電機工業株式会社が6,350万円、消費税込み金額6,858万円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第30号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第30号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町道議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和元年第3回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

（午前11時40分）